



2024年5月15日

各 位

会 社 名 浜 井 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 武 藤 公 明
 (コード： 6131、東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 担 当 山 畑 喜 義
 (TEL. 03-3491-0131)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し、対象取締役に對し、本制度に基づき割当てられる譲渡制限付株式の払込金額相当額の金銭報酬債権の支給のご承認をを求める議案を、2024年6月27日開催予定の第98回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 本制度を導入する理由

対象取締役に對して当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に對する金銭報酬債権の支給および現物出資

本制度は、対象取締役に對して、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき譲渡制限付株式を割当てるために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるものです。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第90回定時株主総会において、年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、本株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と改定することについてご承認をお願いする予定です。

また、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠として、対象取締役に對して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主のみなさまにご承認をお願いする予定です。本制度に基づき対象取締役に對して支給される金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内といたします。なお、対象取締役に對して具体的な支給時期および配分等については、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会において決定することといたします。

(2) 対象取締役が発行または処分される譲渡制限付株式の種類および総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行または処分される普通株式の総数は年 17,300 株以内とします。ただし、当社が普通株式について、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ①対象取締役は、一定期間、本制度に基づき発行または処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ②一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部または一部を取得すること。
- ③当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

3. 本制度の導入の条件

本制度においては、対象取締役に対し、譲渡制限付株式として発行または処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給するため、かかる金銭報酬債権の支給に必要な議案を、本株主総会に付議するものとし、当該普通株式の発行または処分は、本株主総会において同議案につき株主のみなさまのご承認を得られることを条件といたします。

以 上